

2026年4月

お客様各位

新潟県労働金庫

融資規定類の一部条項改定のお知らせ

日頃より〈新潟ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

〈新潟ろうきん〉では、融資金の目的外利用を防止するため、2026年5月1日（金）をもって融資の規定類の改定をいたします。これに伴い、既にお取引いただいている融資についても、目的外利用が判明した場合には、債務全額の返済を求める等の対応を行う場合がございます。

つきましては、改定概要を下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

- ・不動産担保ローン規定
- ・預金担保ローン規定
- ・無担保ローン規定
- ・ろうきんローンマイプラン契約書（カードローン契約書）
- ・ろうきん教育ローン（カード型）契約書【規定】
- ・手形取引約定書

2. 改定日

2026年5月1日（金）

3. 改定概要

主な改定内容は以下のとおりです。

- ・借入申込時に申告いただいた目的外の用途に融資金を使用した場合や担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合に、融資金の残債務を一括してご返済いただく旨を対象規定に追加いたします。
- ・上記に加え、当金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した等の場合において、融資利率を見直しさせていただく旨を対象規定に追加いたします。

以 上

(1) 不動産担保ローン規定の第10条(担保)を下記のとおり変更いたしました。

変更前	変更後
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。金庫は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。	2. 借主は、担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更するとき、現状を変更するときまたは第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。

(2) 各規定の(期限前の全額支払い)の2. に下記内容を追加しました。

借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。

(3) 各規定に(引下げ利率の変更・中止)の条項を新設しました。

1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。

2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。

3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。

※預金担保ローン規定における下線部表記は、「名義を他に移転し」となります。

以上